

仕様書

1. 件名

イシューイング業務で使用しているクレジットカード業務端末等における PCI DSS 準拠対応に係る支援

2. 概要

株式会社ゆうちょ銀行（以下、「ゆうちょ銀行」という。）が発行するクレジットカードのイシューイング業務において、ゆうちょ銀行が使用しているクレジットカード業務端末に係る業務に関する PCI DSS V3.2.1（Payment Card Industry Data Security Standard V3.2.1）への準拠対応を支援する。

3. 委託内容

本件委託を受託する者（以下、「受託者」という。）は、ゆうちょ銀行 営業部門 デジタルサービス事業部（以下、「主管担当」という。）に対して、次の条件に基づき、PCI DSS 準拠対応を支援（以下「本件支援業務」という。）する。

(1) 対象クレジットカード業務端末等

	東京		大阪	合計
	本社	晴海		
クレジットカード業務端末 (VISA/マスターカード)	2 台	2 台	24 台	28 台
クレジットカード業務端末 (JCB)	2 台	2 台	24 台	28 台
合計	4 台	4 台	48 台	56 台

※ クレジットカード業務端末は各委託先（三井住友カード株式会社、株式会社ジェーシービー）との専用線でのみ接続されており、ゆうちょ銀行の社内ネットワークには接続されていない。

※ ゆうちょ銀行はイシュー業務のみ行っており、アクワイアリング業務は行っていない。

(2) 委託業務

① 継続準拠計画の策定

上記(1)の対象範囲における PCI DSS 準拠状況を確認した上で、PCI DSS 準拠に向けた継続準拠計画を作成、提出すること。

なお、提出にあたっては、事前に主管担当の承認を得ること。

② PCI DSS 継続準拠における支援

上記①の継続準拠計画に則り、以下の支援を実施すること。

A) 定例会、電話及び電子メールにより、ゆうちょ銀行の PCI DSS 準拠の支援を行うこと。

なお、定例会は、全 3 回（東京：各 2 時間程度）実施し、開催の都度、議事録を作成、提出すること。

- B) PCI DSS で求められる要件を満たすために必要なシステム構築や導入等を助言すること。
- C) PCI DSS 対象保存データに関して、システム要件及び設定に関する助言を行うこと。
- D) ゆうちょ銀行の PCI DSS 準拠に必要な規定及び文書類を作成又は改定し、提出すること。
- E) ゆうちょ銀行社員が PCI DSS で求められる基準への理解促進を目的とする PCI DSS 情報セキュリティ教育資料を作成し、提出すること。なお、提出にあたっては、事前に主管担当の承認を得ること。また、PCI DSS 教育を実施すること。（原則：東京及び大阪で1時間程度）
- F) 無線アクセスポイント点検を四半期毎に1回ずつ、計4回実施すること。（実施対象は東京2箇所、大阪1箇所）点検結果については、D)で作成する文書類に含めること。
- G) クレジットカード番号取扱い予定の委託先企業に対し実施するための PCI DSS 準拠に関するアンケートを作成すること。
また、主管担当が実施したアンケートを集計し、その結果を主管担当に報告すること。
- H) 経済産業省やクレジット取引セキュリティ対策協議会の動向等について、主管担当へ適宜情報提供するほか、主管担当の求めに応じて可能な範囲で PCI DSS 準拠に関わる業界の動向等についての情報提供を行うこと。

③ 自己問診の実施

上記②の支援を行った上で、PCI DSS 準拠に係る自己問診を行い、自己問診結果について、報告会（東京：2時間程度）を実施すること。

なお、自己問診の実施にあたっては、3日間（東京：2日間、大阪：1日間）を目途に PCI DSS 運用状況の点検（内部監査代行）を実施すること。

④ 2022年度以降の PCI DSS 準拠範囲拡大に係る提案

本委託契約等において知り得たゆうちょ銀行のクレジットカード業務について、店舗での業務取扱等、ゆうちょ銀行の PCI DSS 準拠範囲拡大案を提案すること。

4. 契約期間

契約締結日から 2022 年 3 月 31 日（木）まで

5. 報告物・報告期限等

(1) 報告物

- ① 継続準拠計画
- ② 定例会議事録
- ③ PCI DSS 準拠に必要な規定及び文書類
- ④ PCI DSS 準拠継続対応に係るアンケート
- ⑤ PCI DSS 情報セキュリティ教育資料
- ⑥ 自己問診結果報告書
- ⑦ 2022 年度以降の PCI DSS 準拠範囲拡大に係る提案

(2) 報告期限

報告物	期限
① ～⑤	契約締結後、主管担当と別途協議の上、決定（最終提出期限：2022年3月31日（木））
⑥、⑦	2022年3月31日（木）まで

(3) 報告場所

主管担当

6. その他

- (1) 本仕様書における疑義及び詳細については、主管担当（03-3477-2050）の指示及び解釈によること。
- (2) 本件受託業務の履行に従事する労働者に対する作業指示、労務管理、安全衛生管理等に関する指揮命令は、すべて受託者の責任において行うこと。また、本件受託業務の履行に従事する労働者に対する作業指示は、作業責任者を配置し、作業責任者を通じて行うこと。
- (3) 受託者は、本件受託業務終了後速やかに報告書・完了届（様式適宜）を主管担当に提出すること。また、履行完了後、請求書を主管担当に提出すること。
- (4) 緊急時において本件受託業務を履行するためのコンティンジェンシープランを策定すること。

以上